

【プラン P11】

⑧ こども誰でも通園制度（令和6年7月～）

保護者の就労条件に関係なく、こども園を一定時間（月10時間以内）、無料で利用できる制度です。

	内 容
対 象 者	紀美野町に住民登録がある 生後7か月～3歳のこども
実施場所	きみのこども園
利用時間	9:00 ～ 14:00

※令和6年7月から試行的事業として上記のとおり実施しています。

令和8年度からの本格実施においては、内容を変更する場合があります。



⑧ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労条件に関係なく、こども園を一定時間（月10時間以内）、無料で利用できる制度です。

	内 容
対 象 者	紀美野町に住民登録がある 生後6か月～3歳のこども
実施場所	きみのこども園・ こうのこども園
利用時間	9:00 ～ 14:00

【プラン P34】

(3) 防犯活動の推進

こどもの連れ去りや不審者による声かけ等、全国でこどもを狙った事件が多発しています。こうした犯罪等の被害からこどもを守るため、犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体等と連携したパトロールの実施など防犯活動に努めます。

取 組	内 容	担当課
防犯等に関する情報の共有	○青少年センターや学校、保護者などとの連携を密にし、不審者情報等の提供や危険な場所等の情報など、こどもの安全・安心にかかわる情報の迅速な共有に努める。	教育課
パトロール活動の実施	○見守りボランティアなど地域の人々や関係機関と連携し、見守り活動を実施する。	教育課
防犯設備等の普及・活用	○夜間の犯罪防止や通行の安全を図るため、防犯灯の設置を進めていく。 ○防犯対策のため、犯罪等が発生する恐れのある場所に防犯カメラの設置を進めていく。	総務課



取 組	内 容	担当課
防犯等に関する情報の共有	○青少年センターや学校、保護者などとの連携を密にし、不審者情報等の提供や危険な場所等の情報など、こどもの安全・安心にかかわる情報の迅速な共有に努める。	教育課
パトロール活動の実施	○見守りボランティアなど地域の人々や関係機関と連携し、見守り活動を実施する。	教育課
防犯設備等の普及・活用	○夜間の犯罪防止や通行の安全を図るため、防犯灯の設置を進めていく。 ○防犯対策強化を目的とし、防犯カメラの適正な管理ならびに定期点検を実施する	総務課

【プラン P47】

(16) こども誰でも通園制度（令和 6 年 7 月～）

事業概要	保護者の就労条件に関係なく、こども園を一定時間（月 10 時間以内）、無料で利用できる制度です。
------	--

（単位：人）

項目 \ 計画年度	R6 年度 （実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み	36	36	36	36	36	36
②確保量	36	36	36	36	36	36
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②－①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	現在、必要に応じた提供体制は確保できており、引き続き、利用の促進を図るとともに、令和 8 年度からの本格実施に向けて、実施結果を踏まえ、今後の提供体制を検討していきます。
------	---



(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（単位：人）

計画年度		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
項 目						
0 歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
1 歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	2	2	2	2	2
2 歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
施設数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

確保方策	現在、必要に応じた提供体制は確保できており、引き続き、利用の促進を図るとともに、 教育・保育施設利用への円滑な移行を支援するため、満3歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を対象とし、関係施設との間で情報を共有することができる体制を整備していきます。
------	---